

上尾市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 1 号

上尾市消防本部組織規則の一部を改正する規則

上尾市消防本部組織規則（昭和 5 8 年上尾市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条消防総務課の項中第 1 5 号を削り、第 1 6 号を第 1 5 号とし、同条予防課の項に次の 1 号を加える。

(18) 消防音楽隊に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。